

入 札 説 明 書 類

件名:フローサイトメーター CytoFLEX LX 6Laser プロテクトプラン 保守契約

令和 7 年 2 月

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

①入札説明書 1 部

②仕様書 1 部

③契約書(案) 1 部

①～③：応札にあつては、内容を熟知すること。

④質疑書 1 部

⑤ご担当者連絡先 1 部

④～⑤：期限(令和 7 年 2 月 27 日)までにメールにて提出すること。

また、④質疑書は質疑の有無に関わらず提出すること。

⑥競争参加資格確認関係書類 1 部

⑦誓約書 2 種

⑧保険料納付に係る申立書 1 部

⑥～⑧：期限(令和 7 年 3 月 7 日)までに提出すること。

⑨入札書 1 部

⑨：1 回目の応札は契約権限を有する代表者が行うこと。

また、提出期限(令和 7 年 3 月 10 日)を厳守すること。

⑩入札書等記載要領 1 部

⑪入札辞退届 1 部

⑪：応札しない場合、令和 7 年 3 月 10 日までに提出すること。

⑫委任状 1 部

⑬年間委任状 1 部

⑫～⑬：内容を熟知し、該当する場合は、

開札当日(令和 7 年 3 月 11 日)、開札会場へ持参すること。

入札説明書

「フローサイトメーター CytoFLEX LX 6Laser プロテクトプラン 保守契約」にかかわる入札公告（令和 7 年 2 月 19 日付）に基づく入札等については、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所会計規程（17 規程第 7 号）（以下「会計規程」という。）及び国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約事務取扱要領（17 要領第 8 号）（以下「契約事務取扱要領」という。）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当者

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 中村 祐輔

2 委託業務内容

(1) 契約件名 フローサイトメーター CytoFLEX LX 6Laser プロテクトプラン 保守契約

(2) 仕様等 詳細は別添「仕様書」とおり。

(3) 契約期間 自：令和 7 年 4 月 1 日 至：令和 8 年 3 月 31 日

(4) 履行場所 大阪府茨木市彩都あさぎ 7 丁目 6 番 8 号
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
ワクチンマテリアルプロジェクト

(5) 入札方法

入札金額については、総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とする。入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。

(6) 入札保証金及び契約保証金 全額免除

3 競争参加資格

(1) 契約事務取扱要領第 4 条及び第 5 条の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 4・5・6 年度厚生労働省一般競争入札参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供」の A～D のいずれかの等級に格付けされている者であること。

(3) 当該役務・物品等を確実に履行・納入できると認められる体制等を有している者であること。

(4) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

(5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

(6) その他契約事務取扱要領第 3 条の規定に基づき、契約担当役が定める資格を有する者であること。

(7) 公益法人においては、「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」（平成 21 年 12 月 25 日閣議決定）の内容について問題がない者であること。

(8) 暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者に該当しないこと。

(9) 法人格を持つ事業体であること。さらに、消費税及び地方消費税並びに法人税について、納付期限を過ぎた未納税額がないこと。

(10) 「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）を遵守し、個人情報の適切な管理能力を

有している事業者であること。

(11) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間(⑤及び⑥については2保険年度)の保険料について滞納がないこと。

①厚生年金保険 ②健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの) ③船員保険 ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険

注) 各保険料の内⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない(分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。)こと。

4 提出書類等

(1) 質疑書・ご担当者連絡先

令和7年2月27日(木)17時00分までにメールにて提出すること。また、質疑書は質疑の有無にかかわらず提出すること。

提出先メールアドレス 総務部会計課契約係 keiyaku@nibiohn.go.jp

(2) 競争参加資格確認書類等

この一般競争に参加を希望する者は、本入札説明書3の競争参加資格を有することを証明する書類等(※)を令和7年3月7日(金)17時00分までに下記5(1)の場所に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、契約担当役等から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(※)とは下記の書類である。

- ①資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し
- ②会社概要
- ③公益法人については、3(7)を証明する書類
- ④誓約書(3(3)の誓約書及び3(8)の誓約書)
- ⑤保険料納付に係る申立書(3(11)の申立書)

(3) 入札書

提出期限は令和7年3月10日(月)17時00分(郵送の場合も同様)
詳細は下記5を参照。

(4) 入札辞退届

応札しない場合、開札前日(令和7年3月10日)までに提出すること。

(5) 委任状・年間委任状

該当する場合は、開札当日(令和7年3月11日)に開札会場へ持参すること。

5 入札書等の提出場所等

(1) 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒567-0085

大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目6番8号

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

総務部会計課契約係

電話:072-641-9824

(2)入札書等の提出方法

- ①入札書は別紙入札書様式にて作成し、直接に提出する場合は封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「令和 7 年 3 月 11 日開札 フローサイトメーター CytoFLEX LX 6Laser プロテクトプラン 保守契約 入札書在中」と記載しなければならない。
- ②郵便(書留郵便に限る。)により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「令和 7 年 3 月 11 日開札 フローサイトメーター CytoFLEX LX 6Laser プロテクトプラン 保守契約 入札書在中」の旨記載し、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記載し、上記5の(1)宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- ③入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- ④入札書の日付は、提出日を記入すること。

(3)入札の無効

次の各号の一に該当する場合は、入札を無効にする。

- ①本入札説明書に示した競争参加資格のない者
- ②入札条件に違反した者
- ③入札者に求められる義務を履行しなかった者
- ④入札書の金額が訂正してある場合
- ⑤入札書の記名又は押印が抜けている場合
- ⑥再度入札において、前回の最低金額を上回る金額で入札している場合

(4)入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。

(5)代理人による入札

- ①代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印をしておくとともに、開札時まで代理委任状を提出しなければならない。
- ②入札者又はその代理人は、本件業務委託に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

6 開札及び落札後の手続

(1)開札の日時及び場所

令和 7 年 3 月 11 日(火)15 時 50 分

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 第二会議室

(2)開札

- ①開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- ②入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ③入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。

- ④入札者又はその代理人は、契約担当役が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- ⑤開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

(3)落札者の決定方法

- ①入札書が公告及び入札説明書に定められた条件を満たしている者。
- ②会計規程第41条及び契約事務取扱要領第16条1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内である者。
- ③入札金額が競争参加者の中で最低価格である者。
- ④当該内容を確実に実施し、契約書の内容を誠実に遵守することができると、契約担当役が認めた者。

(4)落札条件に該当する者が複数のとき

前項に定められた落札の条件に該当する者が複数いるときは、直ちに該当する者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、くじを引けない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

(5)契約書の作成

- ①契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
- ②契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に契約担当役等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③上記②の場合において契約担当役等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④契約担当役等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

仕 様 書

1. 調達物品および数量

- 1) フローサイトメーター CytoFLEX LX 6Laser プロテクトプラン 保守契約
- 2) 対象機器 Cyto FLEX LX (S/N:BG02004)

2. 技術的要件

- 1) フローサイトメーターを常時正常な状態で使用できるように技術員を設置場所に派遣し、機器の保守を行うこと。
- 2) 保守の対応について、原則として、月曜日から金曜日 9時00分～17時30分の時間に行うこと。(但し、土曜日曜その他休祭日を除く。)
- 3) 機器が故障したときには、発注者の請求により、請負者は技術員を設置場所に派遣し、速やかに修理を行い、正常な状態に回復させること。
- 4) 修理については終了後に作業報告書を提出すること。
- 5) 保守に関する費用は、次に掲げる場合、保守契約請負者の負担とすること。
 - i. ハードウェア：保守点検2回/年・修理対応・出張費・作業費・修理時交換部品(但しレーザー交換は含まない)
 - ii. ソフトウェア：バージョンアップ
 - iii. サポート：オンサイトでのトラブルシューティング・電話及びメールによる対応
アプリケーショントレーニング1回/年※但し、次に掲げる事態の場合は除く。
 - a. 天変地異その他これに類する災害による場合
 - b. 請負者以外の者が改造、修理及び分解した場合
 - c. 発注者の故意又は取り扱い上の重大な過失による場合

3. 納入場所

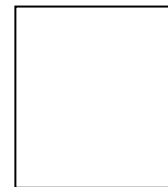
国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所
ワクチンマテリアルプロジェクト

4. 履行期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日まで

本作業実施において定めのない事項又は疑義が生じたときは、当研究所担当者と事前に協議の上決定すること。

以上



契 約 書

1. 件 名 フローサイトメーターCytoFLEX LX 6Laser プロテクトプラン 保守契約
2. 履 行 場 所 大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目6番8号
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
ワクチンマテリアルプロジェクト
3. 契 約 期 間 自 令和7年4月1日
至 令和8年3月31日
4. 契 約 金 額 総額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額金 円)
5. 契約保証金 全額免除

契約担当役 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 中村 祐輔(以下「甲」という。)と (落札者) (以下「乙」という。)との間に、次の条項により「フローサイトメーター CytoFLEX LX 6Laser プロテクトプラン 保守契約」に関する契約を締結する。

(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行するものとする。

(契約の目的)

第2条 乙は甲に装置の適切な操作方法を指導するとともに、装置が常時正常な状態で使用できるよう保守を行い、甲の業務遂行の円滑を図るものとし、甲はその給付の対価として乙にその代金を支払うものとする。

(保守料)

第3条 装置の保守料の年額は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間とする。

(検査及び引渡し)

- 第4条 乙は、作業が終了したときは、その旨を書面により甲に通知しなければならない。
- 2 甲は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に検査を行い、検査に合格した後、乙から引渡しの申出があったときは、直ちにその引渡しを受けるものとする。
 - 3 前項の検査に合格しないときは、乙は、遅滞なく改善措置を施して甲の検査を受けなければならない。この場合において、前項の期間は、甲が乙から改善措置を終了した旨の通知を受けた日から起算するものとする。

(代金の支払)

- 第5条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、甲に代金の支払を請求するものとする。
- 2 甲は、乙から適法な請求書を受領した日から30日以内にその代金を支払わなければならない

ない。

(遅延利息)

第6条 甲は、自己の責に帰すべき事由により前条の期間内に対価を支払わないときは、請求代金に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が定めた率を乗じた額の遅延利息を支払わなければならない。

(装置の管理)

第7条 甲は、装置の保全のため乙が定めた温度、湿度等を良好な状況に保つとともに、善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

2 乙は、保守に当たり、常に前項の管理についても注意を払い、異常を発見した場合には、ただちに甲に助言するものとする。

(装置の保守等)

第8条 乙は、契約期間中甲の物件が常時良好な状態で使用できるよう、仕様書に基づき保守を行わなければならない。

2 甲の責に帰すべき事由によって修理又は調整の必要が生じた場合は、甲の負担とする。

(バックアップ)

第9条 乙は、装置の保守不全に起因する故障のため、甲の業務に著しい支障を来す場合は、「保守内容明細」に示す保守内容の範囲で、直ちに同等の性能を有する装置を使用できるように取りはからうものとする。

2 甲の責に帰すべき事由によりその措置を講じた場合は、これを要した費用は、甲の負担とする。

(装置の追加等)

第10条 装置の追加、取替、改造又は設置場所を変更する必要がある場合には、甲、乙協議の上、行うものとする。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が正当な理由なく本契約を履行せず、又は甲においてこれを履行できないと認めたときは、本契約を解除することができる。

2 甲は、前項のほか契約期間満了前において本契約を解除しようとするときは、あらかじめ書面により乙に通知しなければならない。

3 乙が本契約を解除しようとするときは、その3ヶ月前までに書面により甲の承認を受けなければならない。甲はただちにその旨を乙に通知し、同時に本契約は解除されたものとする。

(違約金)

第12条 甲は、前条第1項及び第3項により契約を解除したときは、違約金として契約金額から履行完了部分に相当する額を控除した額の100分の10に相当する金額を、甲の指定する期限内に乙に納付させなければならない。

2 甲は、前条第2項により契約を解除したときは、これによって生じた乙の損害について甲、乙協議の、乙に損害額を支払うものとする。

(損害賠償)

第13条 甲は第11条第1項の規定により契約を解除した場合において損害を生じたときは、乙に対して損害賠償を請求することができる。

(権利義務の譲渡)

第 14 条 乙は、この契約の履行を他に継承せしめ、又はこの契約によって生ずる権利を第三者に譲渡し、もしくは担保に供してはならない。

(談合等の不正行為に係る解除)

第 15 条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は同法第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第 7 条の 2 第 18 項若しくは第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- 二 乙又は乙の代理人が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第 16 条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の 100 分の 10 に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第 7 条又は同法第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- 二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- 三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- 四 乙又は乙の代理人が刑法第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金をまぬがれることができない。
- 3 第 1 項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第 17 条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 3.0% の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第 18 条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本

契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第19条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて契約担当役の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第20条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

（下請負契約等に関する契約解除）

第21条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（契約解除に基づく損害賠償）

第22条 甲は、第18条、第19条及び第21条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第18条、第19条及び第21条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第 23 条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(秘密の保持)

第 24 条 甲及び乙は、この契約の履行に際し、知得した相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

(再委託)

第 25 条 乙は、甲の事前の書面による同意なくして、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。

2 乙は、再委託する場合には様式 1 により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が 50 万円未満の場合には、この限りではない。

3 乙は委託業務の全部または一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。

4 乙は、業務委託の全部又は一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

(再委託の変更)

第 26 条 乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が前条第 2 項ただし書きに該当する場合を除き、様式 2 の再委託先に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

(契約不適合責任)

第 27 条 甲は検査終了後に、履行された業務が契約の内容に適合しないこと（以下「不適合」という。）を発見したときは、乙に対し、納品後 1 年以内に限り、相当の期間を定めて、甲の指定した方法により、目的物の修補、代替品の納入を求めることができる。ただし、仕様書に保証について特段の定めがある場合、この限りでない。また、民法第 562 条第 1 項但書は本契約には適用しない。

2 前項の期間内に乙が追加の作業をしないときは、甲は乙に対して代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 物品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 本条の規定は、不適合について、甲が乙に対して損害賠償を請求し、あるいは契約を解除することを妨げない。

(協議)

第 28 条 この契約に関し、甲及び乙の間に疑義を生じたときは、必要に応じて甲及び乙が協

議のうえ解決するものとする。

(裁判管轄)

第 29 条 この契約に関する訴えは大阪地方裁判所の管轄に属するものとする。

本契約締結を証するため、本証書 2 通を作成し、各 1 通を保有するものとする。

令和 7 年 月 日

甲 大阪府茨木市彩都あさぎ 7 丁目 6 番 8 号
契約担当役
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔

乙

様式 1

令和 年 月 日

契約担当役
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

名称
代表者氏名

印

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 委託する相手方の商号又は名称及び住所
2. 委託する相手方の業務の範囲
3. 委託を行う合理的理由
4. 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

様式 2

令和 年 月 日

契約担当役
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

名称
代表者氏名

印

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

質 疑 書

契約担当者

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

住 所

氏 名(社名)

件 名 : フローサイトメーター CytoFLEX LX 6Laserプロテクトプラン 保守契約

上記件名の調達に係る質疑事項を下記のとおり提出します。

質 疑 事 項

質疑書については、質疑の有無にかかわらず、「ご担当者連絡先」と併せて下記期限までにメールにてご提出ください。

提出期限：令和7年2月27日（木）17時00分

提出先メールアドレス： 総務部会計課契約係 keiyaku@nibiohn.go.jp

ご担当者連絡先

件 名：フローサイトメーター CytoFLEX LX 6Laserプロテクトプラン 保守契約

所属部署	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

質疑書と併せて、下記期限までにメールにてご提出ください。

提出期限：令和7年2月27日（木）17時00分

提出先メールアドレス：総務部会計課契約係 keiyaku@nibiohn.go.jp

競争参加資格確認関係書類

- 1 厚生労働省大臣官房会計課長から通知された等級決定通知書の写
- 2 誓約書（2種類）
- 3 保険料納付に係る申立書
- 4 その他参考資料
会社履歴書等
- 5 提出部数 各1部
- 6 提出期限 令和7年3月7日（金）17時00分まで

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

誓 約 書

弊社は、「フローサイトメーター CytoFLEX LX 6Laser プロテクトプラン
保守契約」の入札において、弊社が落札致した場合には、仕様書に示された
仕様を満たすことを確約致します。

住 所

商号又は名称

及び代表者氏名

印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

誓 約 書

弊社は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、弊社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、弊社の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当役等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

住 所

商号又は名称

及び代表者氏名



(別紙様式)

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和_____年_____月_____日

(住 所)

(名 称)

(代表者)

_____ 印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

入 札 書

件名 フローサイトメーター CytoFLEX LX 6Laser プロテクトプラン 保守契約

金 _____ 円也

入札説明書に定める各事項を承諾の上、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

(競争参加者)

住 所

称号又は名称

代表者職氏名



契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

記載要領

入 札 書

1. 入 札 件 名 ○○○○○○○○○

2. 入 札 金 額 ¥ _____

入札説明書に定める各事項を承諾の上、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

(競争参加者)

住 所 【記載要領】(2)及び
 (3)の「例」参照

氏 名

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

【 記 載 要 領 】

- (1) 競争参加者の氏名欄は、法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。
- (2) 第1回目の入札書は、契約権限を有する代表者本人又は契約権限を年間委任された代理人の氏名、印にて作成すること。

「例1: 契約権限を有する代表者本人の場合」

(競争参加者)

住 所 東京都〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□

代表取締役 △△ △△ 印

「例2: 契約権限を年間委任された代理人の場合」

(競争参加者)

住 所 東京都〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□

代表取締役 △△ △△

代理人

住 所 大阪市〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□ 大阪支店

大阪支店長 △△ △△ 印

- (3) 第2回目以降代理人(復代理人)が入札する場合は、入札書に競争参加者の所在地、名称及び代表者氏名と代理人(復代理人)であることの表示並びに当該代理人(復代理人)の氏名を記入して押印すること。

「例1:契約権限を有する代表者本人の代理人の場合」			
(競争参加者)			
住 所	大阪市〇〇〇〇〇〇〇〇		
氏 名	株式会社	□□□□	大阪支店
	代表取締役	△△	△△
代 理 人	〇〇	〇〇	印
「例2:契約権限を年間委任された代理人が代理を選任した場合」			
(競争参加者)			
住 所	東京都〇〇〇〇〇〇〇〇		
氏 名	株式会社	□□□□	
	代表取締役	△△	△△
復代理人	〇〇	〇〇	印

- (4) 記載文の訂正部分は、必ず訂正印を押印すること。
- (5) 落札決定にあたっては、入札書に記入された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか非課税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。
- (6) 工事、製造、役務、複数の物品等については、入札金額の積算内訳を入札書に添付すること。

封筒記載例（入札書のみ入れて下さい。）

（表面）

令和〇〇年〇月〇〇日 開札

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

入札書在中

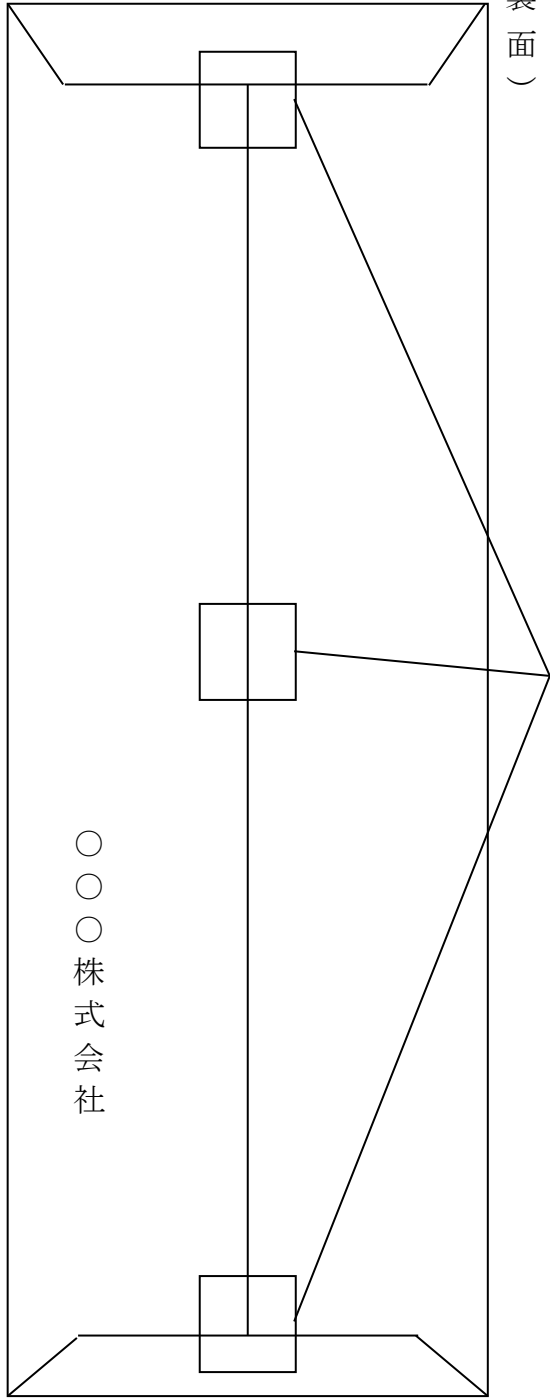
契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

※氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記入すること。

御社代表者印（3ヶ所）

（裏面）



〇〇〇株式会社

入 札 辞 退 届

件 名： フローサイトメーター CytoFLEX LX 6Laser プロテクトプラン 保守契約

上記の入札件名について、都合により辞退します。

令和 年 月 日

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

入 札 者

住 所

氏 名(社 名)

委 任 状

私は、を代理人と定め、下記のとおり委任いたします。

記

委任事項

令和7年3月11日開札 件名「フローサイトメーター CytoFLEX LX 6Laser プロテクトプラン 保守契約」の競争入札に関する開札日における一切の権限を委任いたします。

代 理 人

氏 名

⑨

令和 年 月 日

委 任 者

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

⑨

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

年 間 委 任 状

私は、下記受任者を代理人と定め令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間における 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 との下記事項に関する権限を委任します。

記

1. 見積、入札及び契約の締結に関すること。（契約の変更、解除に関することを含む）
2. 契約物件の納入及び取下げに関すること。
3. 契約代金の請求及び受領に関すること。
4. 復代理人を選任すること。
5. 共同企業体の結成及び結成後の共同企業体に関する上記各項の権限。
【工事契約以外の場合は除く】
（ただし、3については、上記期間満了日の翌々月末までとする。）

令和 年 月 日

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

委任者

本社・本店所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

受任者

支店等所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

(事務連絡)

件名：フローサイトメーター CytoFLEX LX 6Laser プロテクトプラン 保守契約

ご担当者連絡先及び質疑書について

「ご担当者連絡先」及び「質疑書」は、期日までに下記メールアドレス宛てに電子媒体（電子文書ファイル）で提出をお願いいたします。

〒567-0085

大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目6番8号

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 総務部会計課契約係

提出先メールアドレス keiyaku@nibiohn.go.jp

期限について

ご担当者連絡先・質疑書 : 令和7年2月27日（木）17時00分まで

競争参加資格確認関係書類 : 令和7年3月7日（金）17時00分まで

入札書 : 令和7年3月10日（月）17時00分まで

開札日の日時 : 令和7年3月11日（火）15時50分

入札参加改善に向けたアンケート

案件名	フローサイトメーター CytoFLEX LX 6Laser プロテクトプラン 保守契約
公告種別	一般競争入札
すべての事業者様にお伺いいたします。 該当箇所に ☒ をお願いいたします。	(質問)入札公告日又は説明会の日から入札書・提案書等の提出期限までは適切でしたか ☐ 1 特に問題はなかった ☐ 2 期間が短かった (具体的な必要期間:)
参加(応募)頂けない事業者様の理由をお聞かせください。 該当箇所に ☒ をお願いいたします。	☐ 1 競争参加資格の等級が、自社の参加資格と一致していなかった。 ☐ 2 説明書をみても業務内容、業務量、求められる成果物、審査基準が分かりにくく、判断できなかった。 ☐ 3 業務内容に一部扱えない業務があった。 (具体的業務:) ☐ 4 参加しても価格の優位性がなく受注見込みがないと判断した。 ☐ 5 求められる業務実績の要件が厳しかった。 (厳しいと考えられた業務実績:) ☐ 6 業務の履行期間が短く、期日までに成果物を納品できない可能性があった。 ☐ 7 業務内容が多岐にわたるため、必要な技術者・要員を確保するには時間が不足している。又は発注ロットが大きすぎて、必要な人員等を確保できないと判断した。 ☐ 8 入札公告(公示)又は説明会の日から入札書・提案書等の提出期限までの期間が短かった。 ☐ 9 その他:自由記載
補足 【すべての事業者様・自由回答】	仕様書等に改善すべき点があれば教えてください。
ご意見・ご要望 【すべての事業者様・自由回答】	
事業者名(任意)	
ご担当者(任意)	
ご連絡先(任意)	

ご協力頂きましてありがとうございます。

国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所
総務部会計課